

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき市立旭川病院の駐車料金を収納する事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年4月1日

旭川市病院事業管理者 青木 秀俊

- 1 委託内容 市立旭川病院の駐車料金を収納する事務
- 2 委託期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（3年間）
- 3 委託先 東京都八王子市小比企町602番地3 折原コーポ101号室
株式会社アイディ日本サービス
- 4 収納場所 旭川市金星町1丁目
市立旭川病院

（担当）市立旭川病院事務局経営管理課

電話24-3181